

令和8年瑞穂町農業委員会1月総会

令和8年1月23日、令和8年瑞穂町農業委員会1月総会が町民会館ホールにて開催された。

農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
					【欠席】		
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
			【欠席】				
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝
					【欠席】		

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	水村探太郎	農政係長 (書記)	田中悠也
農政係	宮野裕城		

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議案第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について
 - 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2時 55分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和8年瑞穂町農業委員会1月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番委員の西村 一彦さんと9番委員の村山 正信さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第3、議案第1号番号1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

9番委員 (村山 正信 君) 議案第1号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月19日(月)午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ダイコン、ハウレンソウ、ハクサイ、クリ、ウメ等を栽培しています。耕作面積は約20aです。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が250日です。所有機械は、トラクター1台、チップパー1台、草刈り機1台、チェーンソー1台等です。販路につきましては自家消費、庭先販売です。申請地の営農計画ですが、ウメを栽培予定です。通作距離は車で25分です。販路は自家消費、庭先販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第1号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号番号1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月19日(月)午前10時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、牧草等を栽培しています。耕作面積は約100a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が360日です。所有機械はトラクター3台、軽トラック1台、フォークリフト1等です。販路につきましては自家消費です。取得農地の営農計画は牧草を栽培予定です。通作距離は徒歩で3分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号2、農地中間管

理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 2 号、番号 2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 1 月 19 日 (月) 午前 11 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ブルーベリー、ハーブ、大豆等を栽培しています。耕作面積は約 46 a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。所有機械はトラクター 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 1 台、ハンマーナイフ 1 台等です。販路につきましてはネット販売、定期宅配です。取得農地の営農計画は体験農園として大豆を栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は体験農園での使用です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 3、農地中間管理事業の推進に関する

法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月19日(月)午前11時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ブロッコリー、ハクサイ、キャベツ、ナス、ピーマン等を栽培しています。耕作面積は約150a。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が300日、妻が200日です。所有機械はトラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台、管理機1台等です。販路につきましては量販店です。取得農地の営農計画はトウモロコシ、ブロッコリー、レタスを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号4、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

2 番委員 (山田 明弘 君) 議案第 2 号、番号 4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 1 月 19 日 (月) 午後 1 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ミニトマト、ナス、カボチャ、カブ等を栽培しています。耕作面積は約 25 a。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が 250 日、妻が 10 日です。所有機械は耕運機 1 台、軽トラック 1 台、刈り払い機 1 台、ハンマーナイフ 1 台等です。販路につきましては量販店です。取得農地の営農計画は苗木の委託事業とカボチャを栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 5、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 2 号、番号 5 農地中間管理事業の推進に関する

る法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月19日(月)午後1時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、先ほどの議案第2号番号4と同じです。取得農地の営農計画はミニトマト、カボチャ、パプリカ、ブロッコリー等を栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第2号番号6、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7番委員

(古川 宗昭 君) 議案第2号、番号6農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月19日(月)午後2時20分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、コマツナ、トマト、ナス等を栽培しています。耕作面積は約74a。農業従事者は本人、妻、研修生2名です。農業従事日数は

本人が 300 日、妻が 240 日、研修生が各 50 日です。所有機械はトラクター1台、管理機 1 台、耕運機 1 台、ハンマーナイフ 1 台、刈り払い機 1 台等です。販路につきましては量販店です。取得農地の営農計画はトマト、キュウリ、ズッキーニ、トウモロコシ等を栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 7、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7 番委員 (古川 宗昭 君) 議案第 2 号、番号 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 1 月 19 日(月)午後 2 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが。主要作物として、ニンジン、サトイモ、ハウレンソウ等を栽培しています。耕作面積は約 50 a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。所有機械はトラクター1台、ハンマーナイフ 1 台、培土器 1 台等です。販路につきましては量販店、レストラン、直売所です。取得農地の営農計画は落花生、加熱用トマトを栽培予定です。通作距離は車で 10 分で

す。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号8、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号8、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

1 番委員 (榎本 雄一 君) 議案第2号、番号8農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月19日(月)午後3時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ブロッコリー、ネギを栽培しています。耕作面積は約130a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が360日です。所有機械はトラクター2台、管理機1台、動力噴霧器3台等です。販路につきましては給食、量販店です。取得農地の営農計画はブロッコリーを栽培予定です。通作距離は車で7分です。販路は量販店、給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご

発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。

農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号9、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(宮野 裕城 君) 議案第2号番号9、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8番委員

(西村 一彦 君) 議案第2号、番号9農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月20日(火)午後2時より行いました。調査委員は、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、タマネギ、ナス、キャベツ、ダイコン、ハクサイ等を栽培しています。耕作面積は約130a。農業従事者は本人、妻、父です。農業従事日数は本人が360日、妻が360日、父が360日です。所有機械はトラクター2台、マルチャー2台、管理機1台、軽トラック1台等です。販路につきましては量販店、直売所です。取得農地の営農計画はサトイモ、サツマイモ、ブロッコリー、タマネギ等を栽培予定です。通作距離は車で15分です。販路は量販店、直売所、給食です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 2 号番号 10、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 10、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第 2 号、番号 10 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 1 月 20 日 (火) 午後 2 時 40 分より行いました。調査委員は、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ネギを栽培しています。耕作面積は約 120 a。農業従事者は本人、研修生 1 名、母です。農業従事日数は本人が 300 日、研修生が 260 日、母が 60 日です。所有機械はトラクター 2 台、収穫機 1 台、管理機 5 台、マルチャー 2 台等です。販路につきましては仲卸業者への出荷です。取得農地の営農計画はネギを栽培予定です。通作距離は車で 3 分です。販路は仲卸業者への出荷です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。
農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第3号、番号1農地法第3条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月19日(月)午前11時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ等を栽培しています。耕作面積は約200aです。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が300日です。所有機械は、トラクター2台、管理機2台、マルチャー1台等です。販路につきましては、量販店です。申請地の営農計画ですが、キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ等を栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第3号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号番号2、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号2、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7 番委員 (古川 宗昭 君) 議案第 3 号、番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 1 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分より行いました。調査委員は、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ハクサイ、ホウレンソウ等を栽培しています。耕作面積は約 5 a です。農業従事者は本人、夫です。農業従事日数は本人が 150 日、夫が 150 日です。所有機械は、耕運機 2 台です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ナス、ホウレンソウ、トウモロコシ、ハクサイ等を栽培予定です。通作距離は車で 35 分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 2 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 3 号番号 3、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 3 号番号 3、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

7 番委員 (古川 宗昭 君) 議案第 3 号、番号 3 農地法第 3 条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 1 月 20 日 (火) 午後 1 時 30 分より行いました。調査委員は、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ダイコン、ハクサイ、ホウレンソウ等を栽培しています。耕作面積は約 8 a です。農業従事

者は本人、妻です。農業従事日数は本人が150日、妻が100日です。所有機械は、耕運機2台です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、ダイコン、ハクサイ、ホウレンソウ等を栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第3号、番号3について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号番号4、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号4、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (長谷部 冬樹 君) 議案第3号、番号4農地法第3条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月20日(火)午後2時20分より行いました。調査委員は、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ネギ、ダイコン、ハクサイ、サツマイモ、ニンジン等を栽培しています。耕作面積は約400aです。農業従事者は本人、妻、研修生2名です。農業従事日数は本人が350日、妻が350日、研修生が各300日です。所有機械は、トラクター10台、耕運機5台です、掘り取り器などの機械20台等です。販路につきましては、給食、量販店、直売所です。申請地の営農計画ですが、ネギ、ダイコン、ハクサイ、サツマイモ、ニンジン等を栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は給食、量販店、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相

当だと思えます。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第3号、番号4について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号番号5、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号番号5、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8番委員 (西村 一彦 君) 議案第3号、番号5農地法第3条の規定による許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月20日(火)午後3時より行いました。調査委員は、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、コマツナ、ネギ、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約400aです。農業従事者は本人、夫、従業員6名です。農業従事日数は本人が150日、夫が330日、研修生が延べ800日です。所有機械は、トラクター3台、管理機4台です、動力噴霧器4台等です。販路につきましては、給食、量販店です。申請地の営農計画ですが、ネギを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は給食、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思えます。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第3号、番号5について申請のとおり決す

ることに賛成の方は挙手願います。

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和8年瑞穂町農業委員会1月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 3時53分

議 長

第 8 番 委 員

第 9 番 委 員